会議の開催結果について

1	会議名	河内長野市国民健康保険運営協議会		
2	開催日時	令和5年11月 9日(木)13時30分から		
3	開催場所	市役所301会議室		
4	会議の概要	・会長および副会長の選任について ・国民健康保険事業の運営状況について(報告) ・その他		
5	公開・非公開の別 (理由)	公開		
6	傍聴人数	0人		
7	問い合わせ先	(担当課名) 市民保健部 保険医療課 医療給付係 (内線 144)		
8	その他			

^{*}同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

河内長野市 国民健康保険運営協議会 会 議 録

と き 令和5年11月9日(木) ところ 河内長野市役所

河内長野市

河内長野市国民健康保険運営協議会会議録

- 1. 日 時 令和5年11月9日(木)13時30分~14時20分
- 2. 場 所 河内長野市役所 301会議室
- 3. 会議内容
- 1、会長および副会長の選任について
- 2、国民健康保険事業の運営状況について(報告)
- 3、その他
- 4. 委員の出欠

出席委員 曽和 義博、田邊 裕子、栗山 静江、西 義浩、森川 栄司、 西村 拓也、土居 一仁、関口 珠代、駄場中 大介、若林 靖、 谷 香保子、井上 重昭、坂根 充、越村 裕一、西村 佐江子 以上15名

欠席委員 藤本 精一、大谷 明久 以上2名

5.	事務局	市民保健部長	緒方	博
		保険医療課長	上原	泰三
		課長補佐兼資格賦課係長	田中	清美
		資格賦課係主幹	日ビ	裕治
		収納係長	杉村	岡川
		医療給付係主幹	酒井	良子
		医療給付係長	北井	俊人
		医療給付係主査	黒田	順也

- 6. 会議の書記 医療給付係主査 黒田 順也
- 7. 議事の概要

○司会

それではお時間になりましたので、令和5年度第1回河内長野市国民健康保険運営協議会を始め させていただきます。

本日は委員の皆様方には公私ともお忙しい中、本協議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。わたくし、保険医療課の北井と申します。本日司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは開催にあたりまして、市長の島田よりご挨拶させていただきます。

○島田市長

みなさんこんにちは。河内長野市長の島田です。

本日はお忙しい中、「令和5年度第1回河内長野市国民健康保険運営協議会」にご出席いただき

まして、誠にありがとうございます。

新たに委嘱いたしました3名の皆様をはじめ、委員の皆様には、令和7年7月までの3年間、協議会委員として審議をお願いすることになります。よろしくお願い申し上げます。

さて、国民健康保険を将来にわたって守り続けるため、都道府県と市町村が共に保険者となり、 それぞれの役割を担う制度改革が行われてから4年半が経ちました。その間、本市では、保険資格 の管理、医療の給付、賦課徴収、各種保健事業など、地域におけるきめ細かな事業を担うとともに、 保険料の急激な増加を抑制する保険料激変緩和措置などにより、安定した制度の運営に努めてまい りました。さらに糖尿病性腎症重症化予防事業などの保健事業の実施により、被保険者の健康増進、 医療費適正化に、より一層取り組んでいるところでございます。

今後とも被保険者の予防、健康づくりを進めるために、様々な働きかけを行い、関係者と連携・協力した取り組みを進めてまいります。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、本市国民健康保険の運営につきまして、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

つづきまして、委員の変更につきましてご報告申し上げます。令和5年6月河内長野市議会第2回定例会において、議会選出委員の改選が行われました。その結果、新たに駄場中委員、若林委員が就任されました。また、保険医を代表する委員として西村委員が就任されました。

次にお手元の資料の確認をさせていただきます。先日送付いたしました「河内長野市国民健康保険事業の運営状況について」の冊子に加えまして、「次第」、「名簿」、「座席表」、を置かせて頂いております。資料に不足がある場合は、事務局までお申し付けください。

では、今回はじめてお顔を合わせられる方もいらっしゃいますので、お一人ずつ、委員の紹介をさせていただきます。

議長席に向かって右側から

曽和委員です。よろしくお願いいたします。

田邊委員です。よろしくお願いいたします。

栗山委員です。よろしくお願いいたします。

西委員です。よろしくお願いいたします。

森川委員です。よろしくお願いいたします。

西村拓也委員です。よろしくお願いいたします。

議長席に向かって左側から

土居委員です。よろしくお願いいたします。

関口委員です。よろしくお願いいたします。

西村佐江子委員です。よろしくお願いいたします。

谷委員です。よろしくお願いいたします。

井上委員です。よろしくお願いいたします。

駄場中委員です。よろしくお願いいたします。

若林委員です。よろしくお願いいたします。

坂根委員です。よろしくお願いいたします。

越村委員です。よろしくお願いいたします。

なお、藤本委員につきましては、本日所要のため欠席される旨、ご連絡いただいております。また、大谷委員につきましては、遅れる旨、ご連絡いただいております。

市長は、本日、他に公務がございますので、これで退席させていただきます。

(市長退席)

続きまして、本日出席しております事務局職員につきまして、紹介させていただきます。

市民保健部長の緒方でございます。よろしくお願いいたします。

保険医療課長の上原でございます。よろしくお願いいたします。

課長補佐兼資格賦課係長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

資格賦課係主幹の日ビでございます。よろしくお願いいたします。

収納係長の杉村でございます。よろしくお願いいたします。

医療給付係主幹の酒井でございます。よろしくお願いいたします。

医療給付係主査の黒田でございます。よろしくお願いいたします。

医療給付係長の北井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきたいと思いますが、議事進行をお願いします会長及び副会長 1名が空席となっております。

つきましては、会長の選出までのあいだ、臨時議長で議事を進めてまいります。

臨時議長の選出につきまして、いかが取り計らいさせていただいたらよろしいでしょうか。

(事務局一任の声)

事務局一任とのお声がありましたが、ご異議ございませんか。 (異議なし)

異議なしという声をいただきましたので、それでは、会長が決定するまでのあいだ、副会長の西村佐江子委員に臨時議長をお願いしたいと思います。

西村佐江子委員よろしくお願いいたします。議長席の方へお願いします。

○西村臨時議長

西村でございます。

さっそくではございますが、まずは、空席となっております会長及び副会長1名を選出する必要がございます。そこで会長が決まるまでの間、私の方で議事を進行させていただきたいと思います。 どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより、河内長野市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

まず、本日出席の委員数でございますが、委員総数17名中15名の委員の出席をいただいておりますので、運営協議会規則第6条の規定にもとづきまして、本協議会は成立しておりますことをご報告いたします。

次に本日の会議録署名委員でございますが、運営協議会規則第10条の規定により議長及び議長が指名する2名の委員をもって署名することになっております。議長のほかに、栗山委員と西委員に署名をお願いしたいと思います。議事録は後日、市ホームページ上に公開させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

続きまして、本日の案件1であります会長及び副会長の選任について、でございます。 会長及び副会長の選任につきましては、運営協議会規則第4条第2項の規定により、公益を代表す る委員の中から選任することになっています。

まず、会長の選任についてですが、いかが取り計らいさせていただいたらよろしいでしょうか。 (議長一任の声)

○西村臨時議長

議長一任とのご発言がございますが、ご異議ございませんか。 (異議なし)

○西村臨時議長

異議なしという声をいただきましたので、従来からの慣例によりまして、市議会を代表する福祉 教育常任委員会委員長の駄場中委員に会長をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし)

○西村臨時議長

ご異議なしとのことでございますので、駄場中委員に会長をお願いいたします。これで、会長の 選任が終わりましたので、議長を交代させていただきます。どうもありがとうございました。 駄場中会長、議長席の方へお願いします。

○駄場中議長

ただいま西村委員からご指名をいただき、河内長野市国民健康保険運営協議会の会長を務めさせていただきます。駄場中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは空席になっておりますもう1名の副会長の選任に入ります。運営協議会規則によりますと、公益を代表する委員の中から選任するとなっています。いかがさせていただきましょうか。お諮りさせていただきます。

(議長一任の声)

○駄場中議長

「議長一任」とのご発言がございますが、ご異議ございませんか。 (異議なし)

○駄場中議長

異議なしという声をいただきましたので、市議会を代表する福祉教育常任委員会副委員長の若林 委員に副会長をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○駄場中議長

異議なしとのことでございますので、若林委員に副会長をお願いいたします。 それでは次に、案件2の国民健康保険事業の運営状況について、事務局から説明をお願いします。

○酒井主幹

河内長野市国民健康保険事業の運営状況について説明いたします。

それでは、先日郵送させて頂きました資料「河内長野市国民健康保険事業の運営状況について」 の説明をさせて頂きます。資料をご覧ください。

ご質問・ご意見等につきましては、説明の後にお受けしたいと思います。少々お時間を頂きますが、よろしくお願い致します。着席させていただきます。

まず、資料の1ページをご覧ください。

国民健康保険の「加入者数等の状況」です。

本市の人口は、年々減少している状況です。

こういった中、国民健康保険の加入者数につきましても、人口と同様、平成30年度末が24,955人であったものが、令和4年度末には21,464人と減少傾向にあります。また人口に占める国民健康保険の被保険者の割合につきましても、減少傾向で、この要因として、人口減少に加え、社会保険の対象者拡大及び後期高齢者医療制度への移行の増加によるものと推測してお

ります。

また、「制度別加入者数内訳」の退職のところを見ていただきますと、令和元年度末以降 0 人になっています。これは、平成 2 6 年度に、退職者医療制度が廃止されており、27 年度からは新たに退職者医療制度に該当する方がいないことが主な要因です。

次に、資料の2ページの「年度別決算状況」をご覧ください。

平成30年度から令和4年度までの決算額、令和5年度の予算額を載せています。

本日は令和4年度決算状況を主に説明致します。

歳入決算額が124億1168万円、歳出決算額が124億1005万円、歳入歳出差引額が163万円となっております。令和3年度からの繰越が3145万円ございましたので、単年度収支は2982万円のマイナスとなっております。

歳入としましては、被保険者の方々に納めていただいた保険料、府からの補助金が主なものとなっています。

歳出としましては、医療機関等に支払う保険給付費と、大阪府への事業費納付金などが、主なものとなっています。

この表の下から2番目の欄になりますが、各年度での歳入歳出差引額を表示しています。令和3年度末では約3千140万円、4年度末では約160万円の余剰金がでるといった状況です。余剰金は府などへの返還金を除き、「財政調整基金」に積み立てることとし、保険料の引き下げに活用しているところでございます。

次に3ページの「一般会計繰入金の内訳」をご覧ください。

この表では、国保の特別会計が、市の一般会計から繰入れてもらっている金額の内訳を表示しています。

表の左端にあります、区分のところ、一番上の「保険基盤安定」から「財政安定化支援事業」までの5つの項目につきましては、国から定められました法定の繰入金であり、6項目目の「その他一般会計繰入金」は国からの国保特会に関する予算編成通知に基づく繰入金になります。

その「その他一般会計繰入金」の内容ですが、先行制度分(国庫補助カット分)というものです。

これは、現在、市の施策として、障がい者医療・ひとり親家庭医療などといった医療助成を行っていますが、これらの助成を受けることにより、(たとえば 3 割負担の自己負担額が、500円で済むなど)患者さんの医療機関等での一部負担が少なくなります。そうなりますと医療機関等にかかりやすくなり、結果的に医療費は大きくなります。

通常、医療費は半分を国等が負担し、半分を保険料で賄いますが、医療助成で大きくなった医療費の部分について国等の負担に相当する分は、減額カットされます。これが国庫補助カット分ということになります。

なお、このカットされた分の財源については、半分は、府の補助金で補填され、残りは一般会 計から繰入れられています。

次に、資料4ページの「医療給付の状況」をご覧ください。

この表では、医療にかかりました費用額合計と、1人あたりの費用額を載せています。費用額 とは診療等を受けたときにかかる総医療費のことで、保険者が支払う給付費や、患者さんが支払 う一部負担金、さらに公費から支払われる医療助成費等を合計した額になります。

区分「退職」の令和4年度費用額のマイナス1800円は過誤調整に伴う返還によるものでございます。

次に合計の欄をご覧ください。費用額につきましては、令和4年度は約100億5千万円となっております。令和3年度と比較すると減少しています。1人あたり費用額につきましては、平

成30年度が約416,324円であったものが、令和4年度では約448,025円と、令和2年度以外は年々上がっているという状況です。

つづきまして、5ページをご覧ください。

令和元年度からの保健事業の実施状況を載せております。

表の中にあります、◎はその年度の新規・充実事業として実施したことを示しています。

では、令和4年度の上段をご覧ください。

生活習慣病対策として、特定健診事業を実施しておりますが、令和4年度は新型コロナ感染症 予防に留意しながら特定健診の集団健診方式での実施を再開し土曜日に2回、平日に1回の合計 3回開催しました。令和5年度は土曜日2回、平日2回の合計4回実施予定です。

また、特定健診の受診率および保健指導の利用率の向上のため、未受診者・未利用者への勧奨事業、また、保健指導の対象外の方への早期介入事業、イベントを活用した保健指導や、非肥満血圧・血糖高値者の方への受診勧奨、糖尿病性腎症重症化予防事業、重複・多剤服薬者への保健指導事業などを引き続き実施しております。

特定保健指導や早期介入事業、糖尿病性腎症重症化予防事業においては新型コロナ感染症予防 に配慮し、希望者にはオンラインで受けられる体制を整えています。

新規事業として、フレイル予防教室を実施しました。広報誌やホームページへ掲載しての募集と、特定健診結果や質問票から対象者を抽出し案内を送付、参加申込みをされた方に体力測定などを実施し、栄養や口腔に関する講話、運動実技を体験してもらい、若い世代からのフレイル予防の知識の啓発に努めています。

次に中段をご覧ください。

医療費通知については、2か月に1回年に6回送付しております。これからも被保険者の皆さまに、医療費の実情をご理解いただくとともに、ご自身の健康に対する認識を深めていただくために、継続して実施してまいります。

また、ジェネリック医薬品希望カードの配布や差額通知の送付、医療費適正受診啓発やエイズ 啓発を含んだ国保制度パンフレットの配付を行っています。

大阪府の事業であります「おおさか健活マイレージアスマイル」を活用した特定健診受診者への特典付与も引き続き実施しております。

下段をご覧ください。

疾病の早期発見、早期治療の手段としまして、人間ドック事業を実施し、検診に要する費用の 負担軽減を図っております。

令和5年度は、検診実施機関を11機関から12機関に増やし、より受診しやすいように充実 させております。

これらの事業の実施により、被保険者の健康増進及び健康意識の向上、さらには保険給付費の適正化につなげていきたいと考えています。

次に、6ページをご覧ください。

「保険料収納率の状況」としまして、保険料の収納率の比較となっています。

現年度分についてですが・・・平成30年度から令和4年度にかけて上昇しており、令和4年度につきましては、まだ未発表ではありますが、令和3年度まで全国平均、大阪府平均を大きく上回る状況を維持しています。本市につきましては、被保険者の方のご理解によりまして、毎年度96%前後の収納率を維持しております。

また、滞納繰越分につきましても、毎年度30%以上の収納率を維持しておりまして、大阪府 平均を大きく上回っている状況であります。

収納率の低下は、国保財政の不安定化を招きますことから、今後もより一層、被保険者との接触を図り、個々の状況を把握し、対処するための納付相談を進めながら、収納の確保に努力してまいりたいと考えています。

次に7ページをご覧ください。

国保の「保険料の状況」となっております。

令和5年度の医療分の料率は、所得割8. 42%、均等割額30,967円、平等割額30,938円、賦課限度額65万円、

支援金分の料率は、所得割2.97%、均等割額10,584円、平等割額10,574円、賦課限度額20万円、

介護分については、所得割料率2.61%、均等割額19,552円、賦課限度額は17万円となっています。

このページの下の左半分に各料率の推移を、また、右半分に1人当り保険料と一世帯当り保険料の推移をあげています。

次の8ページ「新型コロナウイルス感染症による国民健康保険料の減免」をご覧ください。

令和2年度より、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免を実施しております。令和4年度は、53世帯の方対象に984万2,480円の減免を実施いたしました。

次に9ページ「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者への傷病手当金の支給」をご覧ください。

令和2年1月から新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者への傷病手当金の支給を実施しています。令和4年度の支給実績は66件、支給額は2,215,072円になります。支給対象期間は令和5年5月7日までの就労予定日分で終了となります。

次の10ページ「産前産後期間の保険料の免除措置について」をご覧ください。

令和6年1月より出産する被保険者の出産予定月の前月から翌々月までの期間に係る所得割と均等割の免除措置が実施されます。免除期間が施行日である令和6年1月1日以降に含まれた分が対象となるため、令和5年11月出産予定の方より対象となります。免除を受けるためには、原則世帯主からの申請が必要となることから、市広報誌及び市のホームページ、10月に一斉更新しました被保険者証送付時にチラシを同封し、お知らせを行っております。

次の11ページ「第3期国民健康保険保健事業実施計画(以下データヘルス計画とします)及び 第4期特定健康診査等実施計画について」をご覧ください。

第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の期間が令和5年度で終了するため、過去の取り組みの成果・課題を踏まえ、より効果的・効率的に保健事業を実施するために両計画を一体的に策定します。計画の期間は令和6年度から令和11年度までになります。

前期計画の評価としまして、主な評価指標の計画策定時であります平成28年度の実績値と目標値、令和4年度の実績値を表にしております。現時点で確定していない実績値が一部ありますが、確定した時点で追記予定です。「被保険者一人当たり医療費の前年伸び率」や「特定健康診査受診率」、「特定保健指導実施率」は新型コロナウイルス感染拡大による受診控えなどの影響を受けていると考えられます。特定保健指導はオンラインによる面談方法などを取り入れましたが希望者が少なく、自力で取り組む予定、すでに取り組んでいるという理由で利用されない方も多くおられます。データの見える化など ICT を活用した魅力的な特定保健指導を提供していくことが実施率の向上につながると考えます。ジェネリック医薬品利用率は目標に近づいていますが、他の評価指標はいずれも目標値に達していない状況です。

今期計画のポイントは、計画の標準化と個別保健事業の記載、その目的と戦略の記載です。

今後、前期計画の評価や今期計画のポイント、資料の裏面12ページに記載しています今期計画 における健康課題を踏まえ、より効果的な保健事業を実施できるよう計画を策定してまいります。

最後に13ページ「子ども医療費助成制度の対象者拡充について」をご覧ください。

国民健康保険制度の内容ではありませんが、令和6年(2024年)4月診療分から、子ども医療費助成制度の対象年齢を「15歳」から「18歳」までに拡充します。これまで同様に所得制限はなく、対象年齢以外の助成内容に変更はありません。

対象者には、令和6年3月中に新しい「子ども医療証」を郵送予定です。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○駄場中議長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。何かご質問、ご意見はありませんか。 この機会ですので、お気軽に。

○若林委員

はい。すいません。1点だけ。

12ページのところですね、脳卒中と心疾患、こういったところが年々増えて国を上回っているところが、脂質異常とかですね、そういったところとかですね、健康保健指導といったところが低いという話があるんですが、ちょっと健康問題対策協議会でもですね、私発言させていただいたんですが。

健康づくり推進というのは、増加する、増加というかですね、それを活発に増やそうという形をしてるんですけど、やはりダイレクトにですね、市民にですね、もう少し運動するというか、例えばラジオ体操とかですね、ウォークラリーとかですね、そういった、市全体でですね、どんどん運動促進とかですね、そういったところがやっぱりこれからは要望というか、フレイル予防もそうなんですけど、予防対策がですね、介護とか医療とか、そういったところを軽減するというのが、一番ポイントで本人もですね、それで幸せになるということもありますんで、そういったところをですね、もう少し、健康推進課ということになるのかもしれないですけど、指導員の増というところもいいことなんですが、やはりダイレクトにですね市民に訴えてですね、そういうスポーツイベントですね、市民マラソンとか非常に結構人気あるマラソンなんですが、例えば私の地域に考えてウォークラリーとかですね、やってるんですけどこれ地域によってもですね、やはり差があります。そういったところをですね地域単位、この地域をやってるんだけどここはやってないとかですね、そういったところを持っていくというのは大事なことじゃないかなと思いますんで意見させていただきます。

○駄場中議長

よろしいですか。参考意見ですが、事務局どうですか。酒井主幹。

○酒井主幹

はい。貴重なご意見ありがとうございました。

全市ということですので、国民健康保険の被保険者だけでなく、全市民を対象としたということですので、また健康推進課とも協議して連携して、いただいたご意見を参考に事業をまた展開してまいりたいと思います。

○駄場中議長

ありがとうございます。ほかにありませんか、よろしいですか。はい、越村委員。

○越村委員

はい、10ページのですね、産前産後の保険料の免除措置について

こちら世帯主からの申請で出産予定日の6か月前から申請可能ということなんですが、いつまでに申請すべきものなのか、早い話が申請が遅れてですね、保険料の収納がされている場合、還付とか、

どういった形になるのかどうかというところとですね、あと広報誌等で、広報されると思うんですけれども、産婦人科とか、医療機関の方とかで案内するようなことを考えてらっしゃるのかどうか。その2点をお伺いしたいと思います。

○駄場中議長

日ビ主幹。

○日ビ主幹

事後でも申請可能でございますが、出産後におきましてもですね、市の職権、例えば出産届を出されることによって、市民窓口課の方で住民票が作成されます。

そういったものが私ども把握できますので、職権で可能ですから、事後であっても可能でございます。これが1点目でございます。2点目におきましては、現時点でまだ産婦人科と連携していないんですけども、今後ですね、どのような形でその周知徹底、皆さんにピーアールできるかについては考えてまいりたいと思います。

○越村委員

わかりました、ありがとうございます。

○駄場中議長

はい、ありがとうございます。ほかございませんか。よろしいでしょうか。 それでは、質問もないようでございますので、国民健康保険事業の運営状況については、質疑は終わりたいと思います。

次、案件の3、そのほかでございます。何かそのほかでご意見等ございませんか。

○駄場中議長

はい。坂根委員。

○坂根委員

はい、すいません。この場でお伺いするのが適しているか、あれなんですけども、今マイナンバーカードの関係が話題になっているかと思うんですけど、保険証とマイナンバーカード一体化されるというお話があるようで、今保険料を滞納されてる方はおそらく短期証であるとか資格証明書であるとか、そういったご対応をされているのかなとは思うんですけども、このマイナンバーカードで、受診されて、そういった方がもしおられた場合、どういった対応を今お考えになっているか。

○駄場中議長

杉村係長。

○杉村係長

はい。基本的にはもう短期証の制度そのものが、廃止されるとは聞いてはおりまして、まだちょっと確定ではないですけども、保険証自体は普通に使っていただけるものになるのではないかと思っております。以上です。

○坂根委員

それじゃ、もう皆様に保険証を交付される。

○杉村係長

そうですね、そういうことですね、はい。

○駄場中議長

よろしいですか。ほかございませんか。はい、越村委員。

○越村委員

これもこの場でお伺いするのが適当なのかわからないんですけども、私ども被用者保険の場合はですね当然、健康保険分だけなんですが、先ほど子ども医療費の話も出たんですけどまあ生活保護なんかは、また来年4月以降のマイナンバーに載ってきますけど、地単事業、まあ子ども医療費とかですね、そういった分についてですね、受給者証ですね、今後も紙で今何でもかんでも紙でやってるんですけど、市民の方からとかですね、マイナンバーカードにいつ載るのか、あるいはなぜ載らないのかとか苦情とか、ご質問とかそういったものはございますでしょうか。

○駄場中議長

はい、上原課長。

○上原課長

はい、ご質問にお答えさせてもらいます。今そういうお問い合わせは今現在はない状態です。今マイナンバーカードに、申し上げていただきました医療助成の関係どもも、ちょっと年数忘れたんですけども3年か4年と先の方になりますけども、考えているという政府の考え方は来ている状態です。以上です。

○坂根委員

ありがとうございます。

○駄場中議長

よろしいでしょうか、はい。ほかにありませんか。谷委員。

○谷委員

すいません。ちょっと先ほどに逆戻りするんですけど、6ページの収納率の状況なんですけれども、この数字っていうのは、主に納付義務者の納付率であると思われるんですけれども、そもそも免除されている方と生活保護等の割合っていうのは、大体この全市の対象者の何パーセントぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○駄場中議長

はい、上原課長。

○上原課長

はい、ちょっと正確な数字というのはないんですけども、ちょっと国民健康保険入ってらっしゃいまして生活保護等になりましたら、国保の資格等はなくなりますので、ちょっと人数が抜けるという形になります。ですから、今現在こちらの方の収納率等は、課税させていただいている賦課額に対して収納額という形の部分の率で出させていただいてる状態です。以上です。

○谷委員

と言うことは当然、保護家庭の方も受けられるでしょうけれども、そもそも免除になってる方っていうのがここの、これはパーセンテージっていうのは、納めないといけない人が納めたっていうことで、そもそも生活保護以外の方の免除になっている方っていうのはいらっしゃるんではないかと思うんですけれども、その方たちはこの納付率のカウントされてるのか、頭数、分母分子というのはどんな感じなんでしょうか。

○駄場中議長

はい、上原課長。

○上原課長

はい。こちらの方の収納率につきましては、保険料、生活保護等の所得の少ない方の保険料軽減されてる方っていうのは、均等割、平等等が免除されている状態です。それを除いて保険料の賦課額を出しまして、それを収納した額で割り出して、出している状態です。

○谷委員

免除されてる方の人数とか割合とかいうのは全世帯に対するとかわからない感じですかね。 例えば生活保護世帯っていうのは、市民の中の何パーセントというのはよくありますよね、大体市で、保護対象者が大阪市では何パーセントとかあるんですけど。生活保護の方以外で免除されている方の数字っていうのはあるんでしょうか。

○駄場中議長

今手元にございますか。今手元にあるかどうかの問題かなと。はい、上原課長。

○上原課長

申し訳ありませんが、ちょっと手元に細かい数字がないので、お答えするのが難しい形になります。 申し訳ございません。

○駄場中議長

あるのはあるんですよね。じゃ後程、個別に教えて、渡していただいてよろしいでしょうか。

○上原課長

すいません。個別の方でご案内、お答えさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○駄場中議長

ほかございませんか。よろしいでしょうか。はい、上原課長。

○上原課長

はい。ほかに何かございませんでしょうか。ないようでしたら、以上をもちまして、本日の運営協議会を閉会させていただきたいと思います。どうぞ長時間にわたりありがとうございました。